

# お手入れのしかた

## 警告

■お手入れの際は、分電盤のブレーカーを切る



感電やけがをすることがあります。

■吹出グリル・吸込グリルをはずしてファンやヒーターに触れたり、指や棒をいれない

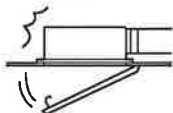


感電、けが、やけどのおそれがあります。

接触禁止

## 注意

■部品は確実に取り付ける



落下により、けがをすることがあります。

■お手入れの際は、ゴム手袋を使用する



板金部品などの切り口や本体の突起、角などでけがをすることがあります。

■お手入れの際は、安定した踏み台を使う



安定した踏み台を使わないと、バランスをくずして転倒し、けがをする原因となります。

## お願い

- ・24時間連続換気運転をご利用の場合、お手入れが終わったあと、再び24時間連続換気運転を始めてください。
- ・台所用中性洗剤をお使いください。  
(住宅用、家具用アルカリ性合成洗剤などは変質、変色のおそれ)
- ・お手入れ後、熱による乾燥はしないでください。(変形、変質の原因)

下記のものは使用しないでください。



金属タワシ

# お手入れのしかた

## 警告

- グリルをはずしたり、お手入れをする際は、分電盤のブレーカを切る



必ず守る

感電やケガをするおそれがあります。



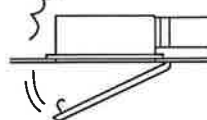
## 注意

- 部品は確実に取り付ける



必ず守る

確実に取り付けないと落下により、ケガをするおそれがあります。



- グリルをはずしたり、お手入れをする際は、安定した踏み台を使う



必ず守る

安定した踏み台を使わないと、バランスをくずして転倒し、ケガをする原因となります。

- 浴槽の縁・カウンター・棚・風呂フタなどの上にはのらない



禁止

転倒・転落事故の原因となります。

- グリルをはずしたり、お手入れをする際は、厚手のゴム手袋を使用する



必ず守る

ゴム手袋をしないと、ケガをする原因となります。

- グリルをはずしてファンやヒーターに触れたり、指や棒をいれない



接触禁止

ケガ、ヤケドのおそれがあります。

## 使用上のお願い

- ・ 24時間連続換気運転をご利用の場合、お手入れが終わったあと、再び24時間連続換気運転を始めてください。
- ・ 台所用中性洗剤をお使いください。  
(住宅用、家具用アルカリ性合成洗剤などは変質、変色のおそれ)
- ・ お手入れ後、熱による乾燥はしないでください。(変形、変質の原因)

使ってはいけない洗剤・お掃除道具

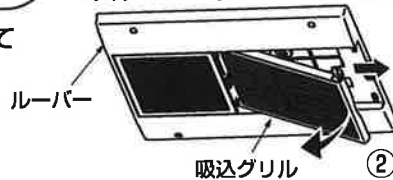


## W除菌フィルターのお手入れ (6か月に1回程度)

### W除菌フィルターのはずしかた

- ① ブレーカをOFFにしてください。

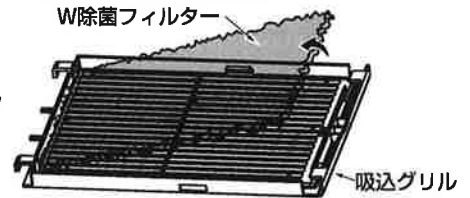
- ② 吸込グリルを矢印①の方向に引き、さらに矢印②の方向に回転させ、本体よりはずしてください。



- ① 吸込グリルを引く

- ② 回転させる

- ③ W除菌フィルターを吸込グリルよりはずしてください。



### W除菌フィルターのお手入れ

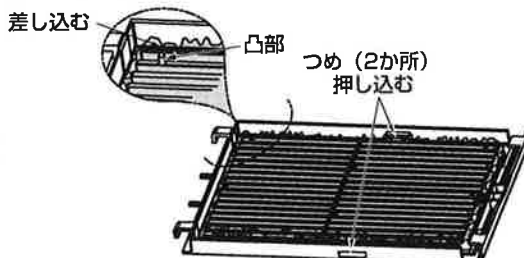
- ① はずしたW除菌フィルターは掃除機でホコリを吸い取ってください。または、軽く手ではたいてください。
- ② 汚れがひどい場合は、6か月に1回程度を目安とし、ぬるま湯に浸し押し洗いをして、自然乾燥してください。(もみ洗いはしないでください。)



※ 洗剤は使用しないでください。  
(W除菌効果低下の原因になります。)

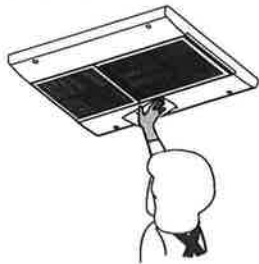
### W除菌フィルターの取り付けかた

- ① W除菌フィルターを吸込グリルの枠に合わせ、グリルの凸部にW除菌フィルターを差し込み、取り付けてください。(W除菌フィルターが吸込グリルのつめの中に納まるように押し込んでください)
- ② お手入れが終わった後はブレーカをONにしてください。



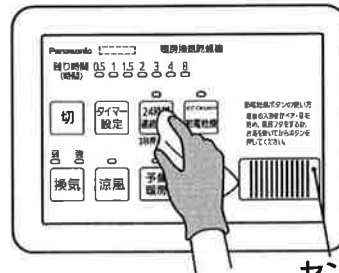
## ルーバーのお手入れ(1か月に1回程度)

ルーバーの汚れは、乾いた柔らかい布でふくか、台所用中性洗剤をうすめにつけた布でよくふいてください。



## リモコンのお手入れ(1か月に1回程度)

水に浸した布をかたく絞り、軽くふきとってください。



センサーカバー

センサーカバーのホコリを綿棒などで取り除いてください。

## 故障かな!?

■次の表に従って調べていただき、なお異常があるときは必ずブレーカを切り、お買い上げの販売店・工事店、販売会社・管理会社、またはパナソニック修理ご相談窓口にて修理を依頼（またはご相談）してください。

症状	原因	処置
吹き出し風量が少ない。 または暖まらない。 または乾燥しない。	W除菌フィルターが目づまりしている可能性があります。	W除菌フィルターのお掃除をしてください。 (お手入れのしかた・12ページ)
運転中または運転停止中に「ピシッ」という音がする。	温度変化により、本体およびルーバー樹脂部やヒーターがわずかに伸縮する時の音です。	異常ではありません。 そのままお使いください。
リモコンの残り時間 ■ 点滅+エコナビ節電乾燥ランプ点滅 0.5	リモコンのセンサーが故障している可能性があります。	修理依頼をされる際に、リモコンの症状（ランプの点滅状態）をご連絡ください。
リモコンの残り時間 ■ 点滅+エコナビ節電乾燥ランプ点滅 1		
リモコンの残り時間 ■ 点滅+運転モード点滅 2	本体のセンサーが故障している可能性があります。	修理依頼をされる際に、リモコンの症状（ランプの点滅状態）をご連絡ください。
リモコンの残り時間 ■ 点滅 8	リモコン用信号線が断線、接触不良の可能性があります。	

## 交換部品品番一覧

下記部品の交換については、15ページのパナソニック修理ご相談窓口へお問い合わせください。

品名	品番	参照ページ
W除菌フィルター（1枚入り）	FSE251K001	P.12

# 保証とアフターサービス (よくお読みください)

使いかた・お手入れ・修理などは…

■まず、お買い求め先へご相談ください。

▼お買い上げの際に記入されると便利です

販売店名

電話 ( ) -  
お買い上げ日 年 月 日

## 修理を依頼されるときは

「故障かな!？」(13ページ)でご確認のあと、直らないときは、まず電源を切って、お買い上げ日と右の内容をご連絡ください。

●製品名 暖房換気乾燥機

●品番

●故障の状況 できるだけ具体的に

●保証期間中は、保証書の規定に従って出張修理いたします。

保証期間：お買い上げ日から本体1年間

●保証期間終了後は、診断をして修理できる場合はご要望により修理させていただきます。

※修理料金は、次の内容で構成されています。

**技術料** 診断・修理・調整・点検などの費用

**部品代** 部品および補助材料代

**出張料** 技術者を派遣する費用

※補修用性能部品の保有期間 **10年**

当社は、本製品の補修用性能部品(製品の機能を維持するための部品)を、製造打ち切り後10年保有しています。

■転居や贈答品などでお困りの場合は、次の窓口にご相談ください。

ご使用の回線(IP電話やひかり電話など)によっては、回線の混雑時に数分で切れる場合があります。

●使いかた・お手入れなどのご相談は…

パナソニック お客様ご相談センター 365日 受付9時~20時

パナは 365日  
電話 フリーダイヤル **0120-878-365**

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●修理に関するご相談は…

パナソニック 修理ご相談窓口

パナは アイヨ  
電話 フリーダイヤル **0120-878-554**

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

・上記電話番号がご利用いただけない場合は、各地域の「修理ご相談窓口」におかけください。

●消耗品・交換部品のご相談は…

■ハイ・パーツショップ (一般のお客様用)

ナビダイヤル **0570-081-802**

※全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

【受付時間】月~金 /9:00~19:00  
土・日・祝日/9:00~17:00

●携帯電話・PHS・IP/ひかり電話などのご利用は

大阪:06-6906-1224 東京:03-5392-7189

●ホームページ [ハイ・パーツショップ](http://www.sumu2.com/shop/parts/) [検索]

## 【ご相談窓口におけるお客様の個人情報のお取り扱いについて】

パナソニック株式会社およびグループ関係会社は、お客様の個人情報をご相談対応や修理対応などに利用させていただき、ご相談内容は録音させていただきます。また、折り返し電話をさせていただくためのために発信番号を通知いただいております。なお、個人情報を適切に管理し、修理業務等を委託する場合や正当な理由がある場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。個人情報に関するお問い合わせは、ご相談いただきました窓口にご連絡ください。

## ■各地域の修理ご相談窓口 ※電話番号をよくお確かめの上、おかけください。

• 地区・時間帯によって、集中修理ご相談窓口へ転送させていただく場合がございます。

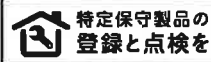
北海道地区	札幌	☎ (011)894-1255	札幌市厚別区厚別南2丁目17-7
	旭川	☎ (0166)22-3015	旭川市2条通16丁目1166
	帯広	☎ (0155)33-8478	帯広市西20条北2丁目23-3
	函館	☎ (0138)48-6630	函館市西桔梗町589-241
東北地区	青森	☎ (0172)62-0880	青森市浪岡大字浪岡字稲村262-1
	秋田	☎ (018)868-7008	秋田市外旭川字小谷地3-1
	岩手	☎ (019)645-6130	盛岡市厨川5丁目1-43
	宮城	☎ (022)387-1117	仙台市宮城野区扇町7-4-18
	山形	☎ (023)641-8100	山形市平清水1丁目1-75
首都圏地区	福島	☎ (024)991-9308	郡山市備前館2丁目5
	栃木	☎ (028)689-2555	宇都宮市上戸祭3丁目3-19
	群馬	☎ (027)254-2075	前橋市箱田町325-1
	茨城	☎ (029)864-8756	つくば市筑穂3丁目15-3
	埼玉	☎ (048)728-8960	熊谷市宮町1丁目29番
	千葉	☎ (043)208-6034	千葉市中央区末広5丁目9-5
	東京	☎ (03)5477-9700	東京都杉並区本天沼3丁目43-16
	山梨	☎ (055)222-5822	中央市山之神流通団地1-5-1
	神奈川	☎ (045)847-9720	横浜市戸塚区品濃町561-4
	新潟	☎ (025)286-0180	新潟市東区東明1丁目8-14
中部地区	石川	☎ (076)280-6608	金沢市玉鉾2丁目266番地
	富山	☎ (076)424-2549	富山市根塚町1丁目1-4
	福井	☎ (0776)21-0622	福井市問屋町2丁目14
	長野	☎ (0263)86-9209	松本市寿北7丁目3-11
	静岡	☎ (054)287-9000	静岡市駿河区高松2丁目24-24
	愛知	☎ (052)819-0225	名古屋市瑞穂区塩入町8-10
	岐阜	☎ (058)278-6720	岐阜市中鷺4丁目42
近畿地区	三重	☎ (059)254-5520	津市久居野村町字山神421
	滋賀	☎ (077)582-5021	栗東市小柿9丁目4-10
	京都	☎ (075)646-2123	京都市南区上鳥羽中河原3番地
	大阪	☎ (06)7730-8888	門真市松生町1-15
	奈良	☎ (0743)59-2770	大和郡山市筒井町800番地
中国地区	和歌山	☎ (073)475-2984	和歌山市栗栖373-4
	兵庫	☎ (078)796-3140	神戸市須磨区弥栄台3丁目13-4
	鳥取	☎ (0857)26-9695	鳥取市安長295-1
	米子	☎ (0859)34-2129	米子市米原4丁目2-33
	松江	☎ (0852)23-1128	松江市平成町182番地14
	出雲	☎ (0853)21-3133	出雲市渡橋町416
	浜田	☎ (0855)22-6629	浜田市下府町327-93
四国地区	岡山	☎ (086)242-6236	岡山市北区野田3丁目20-14
	広島	☎ (082)295-5011	広島市西区南観音1丁目13-5
	山口	☎ (083)973-2720	山口市小郡下郷220-1
	香川	☎ (087)874-3110	高松市国分寺町国分359番地3
	徳島	☎ (088)624-0253	徳島市沖浜2丁目36
九州地区	高知	☎ (088)834-3142	高知市仲田町2-16
	愛媛	☎ (089)905-7544	愛媛県伊予郡砥部町八倉75-1
	福岡	☎ (092)593-8002	春日市春日公園3丁目48
	佐賀	☎ (0952)26-9151	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3044
	長崎	☎ (095)830-1658	長崎市東町1919-1
	大分	☎ (097)556-3815	大分市萩原4丁目8-35
沖縄地区	宮崎	☎ (0985)63-1213	宮崎市本郷北方字草葉2099-2
	熊本	☎ (096)367-6067	熊本市東区健軍本町12-3
	鹿児島	☎ (099)246-7050	鹿児島市上谷口町3128-3
	沖縄	☎ (098)877-1207	浦添市城間4丁目23-11

所在地、電話番号は変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

最新の「各地域の修理ご相談窓口」はホームページをご活用ください。 <http://panasonic.co.jp/cs/service/area.html>

0513

# 特定保守製品と点検



## ■特定保守製品とは

本製品は、消費生活用製品安全法（消安法）で指定される「特定保守製品」です。

●本製品の設計標準使用期間は製造時期から10年です  
設計標準使用期間を超えて使用された場合、部品等の経年劣化による発火・けが等の事故に至る可能性があります。

●製品を安全にご使用いただくために  
所有者登録を行い、点検期間内に法律で定められた点検を受けていただくことが求められています。  
また、転居されるなど、所有者情報が変わる場合は、新しい所有者情報をご連絡ください。

●所有者登録をしていただくこと…  
点検を受検していただく時期にパナソニック株式会社から点検のご案内を送付いたしますので、ご案内の通りに点検を依頼してください。点検は有償になります。

### 点検までの手順

①所有者登録（所有者登録方法ご参照）

②点検のご案内

点検期間が近くなりましたら、郵送または E-mail にてパナソニック株式会社 長期使用製品安全点検センターから点検のご案内をお知らせします。

③点検のお申し込み

希望日等をご指定のうえ、パナソニック株式会社 長期使用製品安全点検センターへお申し込みください。

④訪問日時のご確認

お近くのサービスステーションより、訪問の日時の詳細をご確認させていただきます。

⑤点検の実施（有償）

## ■所有者登録の方法（3通りあります）

所有者票（返信はがき） での登録	本製品には、法で定められた所有者票（黄色の封筒に入っています）が添付されています。 所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信してください。 （インターネット、電話から登録していただく場合は、所有者票の返信は不要です）
インターネットでの 登録	<a href="http://panasonic.co.jp/chouki/">http://panasonic.co.jp/chouki/</a> へアクセスし、 画面の案内に従って登録してください。
電話での登録	パナソニック株式会社 長期使用製品安全点検センター 0120-841-344 へ連絡してください。 受付時間は 平日 9:00～17:00 です。

●所有者登録いただいた情報は消安法、個人情報保護法および当社規定により適切に管理し、法定点検のお知らせと実施、その他製品安全に関するお知らせ（製品の保守・買い替え・廃棄に関するご案内）をする場合以外には使用いたしません。

## ■登録情報に変更が生じたときは

「パナソニック株式会社 長期使用製品安全点検センター」までご連絡ください。

## ■設計標準使用期間

	<p>●本製品の設計標準使用期間*1は、10年*2です。</p> <p>●設計標準使用期間を超えて使用された場合は、部品等の経年劣化による発火・けが等の事故に至る可能性があります。</p> <p>●点検期間内に法律で定められた点検（有償）を受検してください。</p>
--	---

※1 設計標準使用期間は、次項の標準的な使用条件の下で、適切な取り扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間です。

設計標準使用期間は、「使用開始時期から」ではなく、「製造時期から」となります。

※2 本年数は、消安法で規定された設定基準に基づき算出された数値で、保証期間とは異なります。

## ■設計標準使用期間の算定の根拠 (標準使用条件に基づき、算定されています)

<標準使用条件：日本工業規格 JIS C 9920-2 による>

環境条件	電圧	单相100V/单相200V
	周波数	50Hz/60Hz
	温度	20℃
	湿度	65% (JIS C 9603による)
	設置	標準設置 (取付設置説明書による)
負荷条件	浴室サイズ	1.25坪タイプ (床寸法1.6m×2m) 1.5坪タイプ (床寸法1.6m×2.4m)
	衣類重量	2kg
想定時間	1年間の 使用時間	換気時間 7808時間/年 (24時間連続換気)
		乾燥時間 650時間/年
		暖房時間 302時間/年

■次の場合、製品に表示している点検期間よりも早期 (点検のご案内より前) に点検を依頼してください。

●左記の標準的な使用条件に対して、使用頻度・使用環境・設置場所が異なる場合

●業務用等や本来の目的以外の方法で使用された場合

(これらの場合は、記載の設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が発生する可能性があります)

■ご不明な点、疑問点等のある方は、**パナソニック株式会社 長期使用製品安全点検センター**にお問い合わせ願います。

## ■点検の実施

点検期間前にパナソニック株式会社より法定点検のご案内をいたしますので、点検期間中に点検を受けてください。

●点検は有償になります。

点検の結果、点検箇所の整備が必要となった場合は、別途、料金が発生します。

●その後の動作や安全性を保証するものではありません。

消安法で規定された点検基準に基づき、点検時点での製品が点検基準に適合しているかどうかを確認します。

●点検料金＝技術料＋出張料＋その他の経費  
整備等は含まれませんのでご注意ください。

## ■整備用部品の保有期間

整備用部品とは、点検の結果、点検基準に適合していない部分を修理するための部品です。

各整備用部品の保有期間は製造打ち切り後12年間です。

- |              |         |
|--------------|---------|
| ①ファン用モーター    | ⑤電流ヒューズ |
| ②プリント基板      | ⑥電源端子台  |
| ③ヒーター        | ⑦ルーパー   |
| ④ヒーター用温度ヒューズ |         |

整備用部品は、補修用性能部品 (製品の機能を維持するために必要な部品) とは異なります。補修用性能部品の保有期間は製造打ち切り後10年間です。ただし、点検の時期によっては、整備用部品が不足し、修理ができない不測の場合もありますのでご了承願います。

整備につきましては、部品代を含め、別途、費用をご負担いただけます。

### 点検に関するご相談

パナソニック株式会社  
長期使用製品安全点検センター  
TEL 0120-841-344 (専用)

●ホームページ：<http://panasonic.co.jp/chouki/>  
ホームページにて、法定点検に関するご案内をしております。

### 点検以外のご相談

- ・「修理に関するご相談」  
「使いかた・お買い物などのご相談」  
→ P.14～15